

【具体例】併給調整による第一種奨学金の振込み <給付奨学生（多子世帯）に採用>

■併給調整後の振込み額 = 0円

遡及せずに併給調整される場合

【給付奨学生に採用】精算不可 ⇒ 採用月から併給調整

採用月に振込保留

【例】自宅通学・私立大学・給付奨学金が7月採用・多子世帯

	併給調整前		併給調整後		実際の振込額	
	自宅月額	累加額	自宅月額	累加額	月額	累加額
4月	54,000	54,000	④ 0	0	54,000	54,000
5月	54,000	108,000	④ 0	0	54,000	108,000
6月	54,000	162,000	④ 0	0	54,000	② 162,000
7月	-	-	④ 0	0	③ -	162,000
8月	-	-	0	0	⑤ 0	162,000
9月	-	-	0	② 0	⑥ 0	162,000

① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。

② 6月までの累加額 162,000円が、併給調整後の9月までの累加額 0円より大きくなるため、支援区分が決定している9月までに**精算不可**。

③ 4月に遡及して併給調整ができず**保留となる**。7月の振込はなし。

④ 採用月の7月分から併給調整をし、7月分から貸与月額 0円に変更。
(4月～6月分は併給調整後の月額 0円にはならず、54,000円のままとする。)

⑤ 8月に、0円で振込中となる。
＝月額 0円なので振込みはない。

※ 4月～6月分の振込超過金 (162,000円) は、貸与終了後の返還金として取り扱う。

▼ 自宅外月額の場合

■併給調整後の振込み額 = あり

遡及せずに併給調整される場合

【給付奨学生に採用】精算不可 ⇒ 採用月から併給調整

採用月に振込保留

【例】自宅通学・専修学校・給付奨学金が7月採用・多子世帯

	併給調整前		併給調整後		実際の振込額	
	自宅月額	累加額	自宅月額	累加額	月額	累加額
4月	53,000	53,000	④ 3,800	3,800	53,000	53,000
5月	53,000	106,000	④ 3,800	7,600	53,000	106,000
6月	53,000	159,000	④ 3,800	11,400	53,000	② 159,000
7月	-	-	④ 3,800	15,200	③ -	159,000
8月	-	-	3,800	19,000	⑤ 7,600	166,600
9月	-	-	3,800	② 22,800	⑥ 3,800	170,400

① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。

② 6月までの累加額 159,000円が、併給調整後の9月までの累加額 22,800円より大きくなるため、支援区分が決定している9月までに**精算不可**。

③ 4月に遡及して併給調整ができず**保留となる**。7月の振込はなし。

④ 採用月の7月分から併給調整をし、7月分から貸与月額 3,800円に変更。
(4月～6月分は併給調整後の月額 3,800円にはならず、53,000円のままとする。)

⑤ 8月に、7,600円 (= 併給調整後の月額 3,800円 × 2か月 (7月分と8月分)) を振り込む。

⑥ 9月から併給調整後の月額 3,800円を振り込む。

※ 4月～6月分の振込超過金 (147,600円) は、貸与終了後の返還金として取り扱う。

▼ 自宅外月額の場合

【具体例】併給調整による第一種奨学金の振込み

＜給付奨学生（多子世帯）に採用後、自宅外月額が承認＞

■併給調整後の振込み額 = 自宅月額0円

遡及せずに併給調整される場合

【給付奨学生に採用】精算不可 ⇒ 採用月から併給調整

採用月に振込保留

【例】自宅外通学・私立大学・給付奨学金が7月採用・多子世帯

	併給調整前		併給調整後		自宅外月額承認後		実際の振込額	
	自宅外月額	累加額	自宅月額	累加額	自宅外月額	累加額	月額	累加額
4月	54,000	54,000	④ 0	0	⑥ 5,600	5,600	54,000	54,000
5月	54,000	108,000	④ 0	0	⑥ 5,600	11,200	54,000	108,000
6月	54,000	162,000	④ 0	0	⑥ 5,600	16,800	54,000	② 162,000
7月	-	-	④ 0	0	⑥ 5,600	22,400	③ -	162,000
8月	-	-	0	0	⑥ 5,600	28,000	⑤ 0	162,000
9月	-	-	0	② 0	⑥ 5,600	33,600	⑥ 16,800	178,800

① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。

② 6月までの累加額 162,000円が、併給調整後の9月までの累加額 0円より大きくなるため、支援区分が決定している9月までに精算不可。

※ 4月～6月分の振込超過金（162,000円）は、貸与終了後の返還金として取り扱う。

③ 4月に遡及して併給調整ができず保留となる。7月の振込はなし。

④ 採用月の7月分から併給調整をし、7月分から自宅月額 0円★に変更。
（4月～6月分は併給調整後の月額 0円にはならず、54,000円のままとなる。）

★9月反映で給付奨学金での自宅外申請済

⑤ 8月に、0円で振込中となる。
＝月額が0円なので振込みはない。

⑥ 9月反映で給付奨学金の自宅外月額が承認されたため、月額が変更される。
（7月～9月分（5,600円×3か月＝16,800円）がまとめて振込まれる。）

※ 4月～6月分は貸与終了後の返還金となる額が変わる（162,000円－16,800円）

■併給調整後の振込み額 = 自宅月額あり

遡及せずに併給調整される場合

【給付奨学生に採用】精算不可 ⇒ 採用月から併給調整

採用月に振込保留

【例】自宅外通学・専修学校・給付奨学金が7月採用・多子世帯

	併給調整前		併給調整後		自宅外月額承認後		実際の振込額	
	自宅外月額	累加額	自宅月額	累加額	自宅外月額	累加額	月額	累加額
4月	53,000	53,000	④ 3,800	3,800	⑥ 10,800	10,800	53,000	53,000
5月	53,000	106,000	④ 3,800	7,600	⑥ 10,800	21,600	53,000	106,000
6月	53,000	159,000	④ 3,800	11,400	⑥ 10,800	32,400	53,000	② 159,000
7月	-	-	④ 3,800	15,200	⑥ 10,800	43,200	③ -	159,000
8月	-	-	3,800	19,000	⑥ 10,800	54,000	⑤ 7,600	166,600
9月	-	-	3,800	② 22,800	⑥ 10,800	64,800	⑥ 24,800	191,400

① 7月採用で給付奨学生となったため、第一種奨学金が併給調整される。

② 6月までの累加額 159,000円が、併給調整後の9月までの累加額 22,800円より大きくなるため、支援区分が決定している9月までに精算不可。

※ 4月～6月分の振込超過金（147,600円）は、貸与終了後の返還金として取り扱う。

③ 4月に遡及して併給調整ができず保留となる。7月の振込はなし。

④ 採用月の7月分から併給調整をし、7月分から自宅月額 3,800円★に変更。
（4月～6月分は併給調整後の月額 3,800円にはならず、53,000円のままとなる。）

★9月反映で給付奨学金での自宅外申請済

⑤ 8月に、7,600円（＝併給調整後の月額 3,800円×2か月（7月分と8月分））を振り込む。

⑥ 9月反映で給付奨学金の自宅外月額が承認されたため、月額が変更される。
（7月～8月分差額と9月分（7,000円×2か月＋10,800円＝24,800円）がまとめて振込まれる。）

※ 4月～6月分は貸与終了後の返還金となる額が変わる（159,000円－32,400円）